

令和2年度 品川区多文化共生等推進事業助成金

募集要領

1. 多文化共生等推進事業助成金について

品川区には約14,000人の外国人の方が住んでいます(令和2.4.1現在)。品川区では、これまで、海外3都市との交流や大使館・領事館が参加するイベント等を行ってきましたが、これからは、国籍や宗教による違いなど、お互いの価値観を理解し、同じ区民として快適に生活できるまちづくりが求められています。

本助成金は、在住外国人との交流や多文化共生を推進する事業を応援することで、区民の多文化共生意識を醸成するとともに、在住外国人が安心して生活ができ、地域社会に溶け込むことを目的に行うものです。

2. 助成金の概要

(1) 助成対象団体【下記のすべてに該当すること】

- ◇主に品川区内で活動を行う団体であること
- ◇原則として、1年以上の活動実績があり、今後も多文化共生事業等を継続する団体であること。
- ◇法人格を有する、または、5人以上の構成員で組織されるもの。なお、法人格が無い場合は、目的、組織、代表者等、団体の運営やコンプライアンスに必要な事項に関する規程があること。
- ◇宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと。
- ◇特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう)の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ◇暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう)、または暴力団の構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

(2) 補助対象事業【下記のいずれかを目的とする事業であること】

- ◇地域住民と在住外国人が、地域での交流推進を目的とする事業
- ◇外国人住民の生活支援を目的とする事業
- ◇在住外国人の日本語学習または学習支援を行う事業
- ◇多文化共生意識の醸成や啓発に資する事業

※上記に関わらず、下記のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- 品川区外で行う事業。または、主に品川区民以外を対象とする事業
- 他の団体から、補助金等を受領している事業
- 営利を目的とする事業
- 特定の個人または法人その他の団体の利益を目的とする事業
- 宗教活動または政治活動をともなう事業
- 調査または研究のみを目的とした事業
- 令和2年5月8日時点(募集期間終了時)に、すべて完了している事業

(3)助成金の額

(助成対象事業経費－事業収入・寄附金等)×2/3 ただし、上限金額は10万円

※助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(4)助成対象経費(※1)

対象項目	説明:具体的内容
報償費	団体外部への謝礼。講師謝礼(交通費含む)、通訳・翻訳など(※2・3)
会場使用料	会場および設備等の借上げ経費
広報関係費	ポスター、チラシ、パンフレット等作成経費。Web サイト関係経費(※3)
原材料・消耗品費	事務用品、用紙、書籍、印刷等 (※3・4)
保険料	傷害保険等
通信運搬費	文書等送料

※1 団体の経常的な経費(運営経費等)は対象外です。

※2 原則として、報償費は、下記の基準を超えないものとします。

- A. 大学教授、弁護士、公認会計士、医師、 13,000 円/1 時間
- B. 大学准教授、民間専門研究者、民間企業中間管理者 11,500 円/1 時間
- C. 大学講師・助教・助手、民間技術者、民間企業下級管理者 10,000 円/1 時間
- D. 高専准教授、小・中・高校教諭、民間技能者 9,000 円/1 時間

※3 団体構成員に対する支出とみなされる場合は助成対象経費に計上できません。

※4 「備品」は本事業の対象外とします。なお、本助成制度における「備品」とは、原則として、その値段に関わらず、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいいます。

※5 飲食代は、実費相当分を参加者から徴収する場合等、収入として計上する場合に限り、支出に計上していただいて差し支えありません。(それ以外は、対象外となります。)

3. 事業の期間

助成する事業は、**令和2年4月1日～令和3年2月28日**に実施する事業。ただし、令和2年5月8日時点(募集期間終了時)に、すべて完了している事業を除く。

4. 申請手続

【申請期間】 **令和2年4月13日(月)～5月8日(金)午後5時**

【提出方法】

地域活動課国際担当(第二庁舎6階)まで、下記の書類を持参または郵送(必着)にて提出してください。あわせて、電子メール(『10.お問合せ先(提出先)』参照)にて、電子データを送付してください。

- ①交付申請書(要捺印)《第1号様式》
- ②事業計画書《第2号様式》
- ③収支予算書《第3号様式》
- ④申請団体の目的を記載したもの(定款、会則、設立趣意書等)
- ⑤役員(会員)名簿 ※団体での役職・役割が分かるもの
- ⑥団体の年間活動計画書(最も新しいもの)
- ⑦団体の年間収支予算書および決算書(最も新しいもの)
- ⑧2万円以上の経費がかかるものは、その見積書

※様式1～3は、手書きのものは受け付けませんので、ご留意下さい。なお、申請用紙は、下記からダウンロードしてください。

(<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/chiiki/chiiki-kokusai/index.html>.)

※提出された書類は、返却いたしませんので、ご了承ください。

5. 審査基準

申請された事業は、以下の審査基準に基づいて実施します。

◇事業の必要性

- ニーズや課題を具体的に把握し示されているか。
- 多くの区民にとって有益な、公益性のある事業目的となっているか。

◇事業の独自性・先進性

- 取り組みに創意工夫がされているか
- 単に、発表や展示ではなく、交流参加者との主体的・能動的な関わりがあるか。

◇事業の効果

- 事業目的に合致し、成果が具体的に示されているか。
- 国際化や多文化共生推進の波及効果が高いと認められるか。

◇事業の実現性・適正

- 実施体制や責任体制が明確であり、継続的な事業実施が期待できるか。
- スケジュールが具体的で、実施可能な計画になっているか。
- 実現可能性の高い予算で収支のバランスがとれ、費用の使途が事業目的に対し妥当であるか。

6. 交付決定通知

審査の上、6月中旬までに助成の可否について、文書で通知します。

※助成する場合にお知らせする交付決定額は、助成額の上限となります。最終決定金額は、事業終了後にご提出いただく実績報告書に基づき金額を確定し、請求書受領の後にお振込みいたします。

7. 事業終了後の報告

事業終了後、30日以内に実績報告書、領収書の写し等添付書類など一式を提出してください。提出したものを精査して、助成額を確定します。なお、当初申請書に記載したもの以外は助成対象となりませんので、ご注意ください。

8. 申請事業の公表

◇申請された事業の概要、団体名、および審査結果は、品川区ホームページ等で公表します。

◇申請団体から提出された書類等は、区の行政文書として情報公開の対象となります。

9. その他の留意事項

◇申請書類は返却しません。

◇申請書類は、審査・選考のためにのみ利用し、その他の目的に使用することはありません。

◇助成事業の実施にあたって個人情報取り扱いが発生する場合、助成事業を実施する団体に対して、区の基準に合わせた個人情報の管理方法へ改善を求められます。

◇事業決定後、当初の申請に虚偽がある場合など、違反する事実等があった場合には、助成を取り消すことがあります。

◇事業の広報にあたっては、「品川区多文化共生等推進事業助成金」を活用した事業であることを記載していただきます。

◇区の主催する事業への参加もしくは助成対象事業の報告に協力していただく場合があります。

10. お問い合わせ先（提出先）

品川区地域振興部 地域活動課 国際担当(品川区役所第二庁舎6階)

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 :03-5742-6691(直通)

アドレス :chikikat-kokusai@city.shinagawa.tokyo.jp